

令和 7 年 1 月 9 日

潮来市長 原 浩道 様

潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 小峰 進



潮来市国民健康保険税率の見直しについて（答申）

令和 6 年 1 2 月 1 9 日付け潮市民第 3 7 4 号をもって諮問のあった件について、別添「答申書」の 1 のとおり答申する。

なお、答申にあたっての本協議会の意見は、別添「答申書」の 2 のとおりである。

答 申 書

本協議会は、このたびの「潮来市国民健康保険税率の見直しについて」の諮問に対し、潮来市の厳しい財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、協議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 国民健康保険税率について

次のとおり改定することが適当である。

(1) 基礎課税額の保険税率

- ・所得割 6.3% (改定)
- ・被保険者均等割 35,000円 (改定)

(2) 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

- ・所得割 3.0% (改定)
- ・被保険者均等割 17,000円 (改定)

(3) 介護納付金課税額の保険税率

- ・所得割 2.1% (改定)
- ・被保険者均等割 16,000円 (改定)

2 本協議会の意見

国民健康保険税率の見直しにあたっては、被保険者数の減少に伴い、国民健康保険税の収入額が減少している状況にあるが、茨城県へ納付する事業費納付金については、1人当たりの納付金額が増加傾向にある。令和5年度には、支払準備基金を一部処分しており、今後もその状況は続くものと推測される。また、国においては保険料水準の統一を推進しており、茨城県においても第2期茨城県運営方針に基づき、保険料水準の統一に向け、適正な保険料率の設定や収納対策の強化を推進するものとある。

以上のことから、安定的な事業運営を行うためには、状況に応じて適正な保険税率等の見直しを行い、歳入不足に備え、一定の支払準備基金を保有することが重要であると考えます。

今後も、国民健康保険の安定的及び効率的な事業運営を目指して、国、茨城県、社会情勢、加入者の動向等を注視し、保健事業等の取組により医療費適正化を図り、収納率向上に取り組むとともに、事業費納付金の額等を踏まえ、国民健康保険税の適正賦課に努められたい。